

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科

「論文提出による博士」学位論文提出の手引

1. 学位論文の提出に必要な要件

- (1) 次の事項の一に該当すること。
 - ① 大学，研究所等において，5年以上研究に従事した者
 - ② 教員又は教育関係諸機関に在職した者で，その期間が10年以上にわたる者
 - ③ 大学，研究所等において研究に従事し，かつ教員又は教育関係諸機関に在職した者で，①又は②と同等であると判断される者
- (2) それぞれの講座が定める「学位論文審査申請時において求める研究業績」（別紙参照）の基準を満たしていること。
- (3) 本研究科所属教員1名以上の推薦があること。（推薦教員）
- (4) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則第6条に定める資格審査において，学位論文の受理を可と判断されていること。
- (5) 提出に先立ち，学位論文審査手数料（57,000円）を所定の口座に納入すること。（ただし，本研究科単位修得満期退学1年以内の者にあつては手数料を免除する。）

2. 提出方法

- ① 東京学芸大学学務部大学院課博士課程係又は推薦教員の所属する構成大学事務担当係に必要書類を提出すること。
- ② 論文提出に際しては，推薦教員の承諾を必ず得ること。

3. 各提出書類の作成要領（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則第7条）

- (1) 学位申請書 1部
推薦教員及び学位申請者は自署すること。
- (2) 論文目録 1部
別紙記入要領によること。
- (3) 学位論文（和文又は英文） 正1・副5部
 - ① 単著であること。
 - ② A4判洋白紙に左横書きで印刷（ワープロ又はタイプ）したものが望ましいが，手書きによる場合は，A4判400字詰原稿用紙に左横書きで黒又は青インクを用い，楷書体で記入すること。
 - ③ 学位論文審査申請時（論文提出時）における体裁は，仮綴じ及び仮製本等，散逸しない状態とする。
 - ④ 表紙に論文題目・氏名を記載する。

(4) 学位論文要旨

- ① 本研究科所定の様式で作成すること。[和文 2000 字又は英文 1200 語程度]
- ② 図表、化学記号等を用いる場合は、明瞭に印刷又は複写すること。

(5) 履歴書

- ① 年月日は全て西暦で記載すること。
- ② 出身学校の名称や、学会等の名称は正式名称によること。
- ③ 「研究歴」には、特筆すべき履歴を記載すること。(TA・RAは含まない。)
- ④ 「職歴」及び「学歴及び社会における活動状況」には、それぞれについて終期又は「現在に至る」と記入すること。
- ⑤ 署名欄は自署すること。

(6) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部

(7) 主指導教員資格者である教員(推薦教員)の推薦状 1部

(8) 学位記に付記する専攻分野に関する申出書 1部

※「学術」の専攻分野を希望する場合のみ提出(学位論文提出後は変更不可)

(9) 参考論文

参考論文を提出する場合には、表紙に参考論文と明記の上、論文題目及び氏名を明記すること。

4. 学力の確認

- ① 学力の確認は、学位論文に関連ある科目、専攻分野及び外国語について口述又は筆記により行う。
- ② 試験日時等は、当該学位申請者の学位論文審査委員会主査が本人あて別途通知する。

5. 学位論文全文のインターネットによる公表

本学学位規程第33条の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、「東京学芸大学リポジトリ管理運営要項」の規程の定めるところにより、本学図書館が運営する「東京学芸大学リポジトリ」に学位論文の全文を掲載し公表することとし、定められた期日までに学位論文とその要旨を電子媒体により、東京学芸大学学務部大学院課博士課程係へ提出すること。

なお、やむを得ない事由により、当該学位論文の全文を公表することができない者は、「東京学芸大学学位規程第33条第2項に規定する学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるやむを得ない事由に関する内規」に基づき、研究科長の承認を得て、上記の提出物に加え、学位論文の要約(和文4000字又は英文2400語程度を基本とするが、インターネット公開できない箇所を学位論文から部分的に削除したものをこれに付しても可とする)を電子媒体により定められた期日までに、東京学芸大学学務部大学院課博士課程係へ提出すること。

6. 学位授与後の学位論文等(電子媒体)の提出期限

- ・学位授与日から1年以内